

瀬戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第24号

瀬戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市建築基準法施行細則（平成3年瀬戸市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(認定申請書)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる法、政令及び県条例の規定による認定の申請をしようとする者は、認定申請書の正本及び副本に、同表の右欄に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p>		<p>(認定申請書)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる法、政令及び県条例の規定による認定の申請をしようとする者は、認定申請書の正本及び副本に、同表の右欄に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p>	
法及び県条例の規定	図書	法及び県条例の規定	図書
<p>法第43条第2項第1号</p>	<p>(1) <u>前条第1号に掲げる図書</u></p> <p>(2) <u>前条第2号に掲げる図書のうち立面図</u></p> <p>(3) <u>省令第10条の4の2第2項に該当する場合にあっては、同項に規定する承諾書に押された印に係る印鑑証明書</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める図書</u></p>		
<p>法第86条第1項若しくは</p>	<p>(1) <u>前条第1号及び第2号に掲げる図書</u></p>	<p>法第86条第1項若しくは</p>	<p>(1) 前条第1号及び第2号に掲げる図書</p>

第2項、第86条の2第1項、第86条の5第1項又は第86条の6第2項	(2) 法第86条第6項に規定する同意書又は法第86条の5第1項に規定する合意書	第2項、第86条の2第1項、第86条の5第1項又は第86条の6第2項	(2) 法第86条第6項に規定する同意書又は法第86条の5第1項に規定する合意書
	(3) 前号に規定する書面に押印された印に係る印鑑証明書		(3) 前号に規定する書面に押印された印に係る印鑑証明書
	(4) 地積図		(4) 地積図
	(5) その他市長が必要と認める図書		(5) その他市長が必要と認める図書
<省略>		<省略>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。